

さたちとSNSを取り巻く現



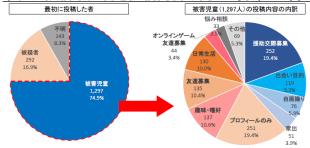
SNSを通じて犯罪の被害にあう児童の数は依然として高い水準にあります。

被害にあった児童の数(平成25年~令和4年)



令和4年、SNSを通じて児童ポルノや児童買春などの被害に あった児童は1.732人。前年から4.4%減少したものの、依 然として高い水準で推移しています。

最初に投稿した者と投稿内容の内訳(令和4年)



令和4年におけるSNSに起因する事犯の被害児童と被疑者が 知り合うきっかけとなった最初の投稿者の割合は、被害児童か らの投稿が74.9%を占める。

出典:警察庁 なくそう、子供の性被害。 統計データ「R4kodomo.pdf」

■未成年者誘拐被害

SNSで知り合った人に悩みを 相談していたら「慰めてあげ る」などと言葉巧みに誘い出 され、直接会いに行ったとこ ろ加害者の自宅に連れ込まれ てしまった。

■児童ポルノ製造・提供被害

交際相手に裸の写真を求められ、 「送ってくれないなら別れる」な どと迫られ自分の裸の写真を送信 してしまった。その後、交際を断 ったところ逆恨みされ、インター ネット上に自分の裸の写真を拡散 されてしまった。

■ストーカー被害

お気に入りの店を友人に教え てあげようと思い、位置情報 をオフにして撮影した写真を SNSに投稿したところ、投稿 した写真の背景から撮影場所 を特定されて、知らない人に 付きまとわれるように なった。

■無断で他人を撮影・無断で個人情報を公開

他人の写真や情報を勝手に掲載 🕦

- ➡プライバシーや肖像権を侵害する おそれがあります。
- ※他人にかかわる写真や情報を掲載 する場合は事前に本人の了承を!



■誹謗・中傷・デマの投稿

- 人の悪口や人がいやがるような書き込み
- ・悪ふざけの投稿 🚾
- →名營棄損、侮辱罪、威力業務妨害罪 などに当たるおそれがあります。
- ※法律違反・常識やマナーに反する投稿をし

icabanto e

ルールを作りましょう!

子どもの発達段階・日常生活に見合ったルール を決めておくことが必要です。ルールを作る際 は、ネットの危険性や使用目的を一緒に考え、 子供が納得できるルールとすることや、守れな かった時の対応を決めておくことも大切です。

_〖ルールの例〗

- 利用場所・時間帯を決める●個人情報や顔写真を載せない
- ●パスワードは保護者が管理 ●ネットで知り合った人とは会わない

フィルタリングの利用

有害なサイトへのアクセス や危険な出会いなどを防ぐ ためにはフィルタリングが 有効です。

スマホ依存の防止にも効果 的であり、居場所の確認機 能も利用できます。



埼玉県警察サイバー局公認キャラクタ Cybear(サイベアー)